**事業計画書**

1. 事業内容

指定障害児通所支援事業所の運営

（通所支援、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、レクリエーション行事、社会との交流の促進、送迎サービス）

1. 児童発達支援

対 象 者：小学校就学前の６歳までの発達に心配がある子

支援内容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ

の適応訓練、その他の必要な支援を行います。

（２）放課後等デイサービス

対 象 者：６歳から１８歳までの発達に心配がある子

支援内容：授業終了後、又は学校の休業日に、生活能力向上の為に必要な訓練や

社会との交流を促進し、その他の必要な支援を行います。

（３）保育所等訪問支援

対 象 者：保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の集団生活を行う施設に通

う発達に心配がある子

支援内容：２週間に１回程度を目安とします。障害児の状況や時期によって頻度

は変えます。又、訪問支援員は障害児施設での指導経験のある児童指

導員か保育士を想定とします。

　２．事業目的・動機

　　　　以前から興味があった「児童発達支援事業」の施設を見学（札幌の児童発達支援事業所ルピナス）に伺って以降、豊川管理者と何度もお話する機会があり、私の経歴や小樽の障害児における地域環境について相談したところ、「小樽には障害児支援を行う施設が少ない。潜在需要があるのではないか。障害児支援を行うのであれば、利用者の紹介・スタッフ間の交流による情報交換やスタッフが急病時の派遣などサポートをするからやってみてはどうか。」と連携のお話をいただきました。また、一般社団法人釧路福祉会「あおぞらほいく・あおぞらほいくプラス」小嶋代表理事からも開業する際は、事業全体の精査と持続的な経営への助言をいただけることになっています。さらに、父が代表を務める訪問介護事業「ケアプランセンターかりん」から必要なスタッフの派遣等の協力について承諾を得ています。

障がいのある子ども達は、普通学級の子どもが通う学童保育所になじめず、放課後に通える施設が少なく過ごし方に悩む家庭が多かったが、児童福祉法改正で、障がいのある就学児童・生徒を対象にした「放課後等デイサービス」が開始されたことにより、小樽市内は様々なサービスの提供やスポーツに特化するなど特徴のある事業所が15社と増えてきている。今後も障害児は増加傾向にあると言われており、学童保育の受皿が必要な状態である。また、多様化するニーズにきめ細かく対応していくことと、子ども達が同世代の仲間や友達と安心して過ごせる場所をつくることが、利用者やご家族の負担軽減（休息、介護負担の軽減）をサポートする本事業の需要は十分にあると考え、これまでの経験を活かし、生まれ育った小樽での開業を決意しました。

３．経　験（職歴）

平成１６年　３月～平成１７年３月　社会福祉法人ノマド福祉会 グループホームはる

平成１７年　９月～平成１８年２月　医療法人ひまわり会 札樽病院

平成１９年　２月～平成２２年９月　医療法人朝里整形外科内科中央病院

平成２２年１０月～令和　元年６月　社会福祉法人恩賜財団済生会支部

北海道済生会西小樽病院みどりの里

（資格）

平成２３年　４月　介護福祉士

平成２９年１２月　児童指導員

福祉に携わる仕事に約１５年従事しており、平成２２年からは「重度心身障害児者施設」に勤務し、障害児への支援に努めていました。その中で、利用者へのケアやサービスの質の向上を常に考え、介護福祉士や児童指導員の資格を取得し、責務を持って従事していました。そこで培った経験を活かし、利用者に寄り添った事業所運営に努めていきます。

４．事業所の特徴

　　事業所名：一般社団法人　小樽福祉会

　　住　　所：小樽市オタモイ3丁目7番10号

　　電話番号：携帯電話０９０ー６６９７ー７４５８

　　営業所名：スクールセンター未来

　　住　　所：小樽市清水町9番１３号

　　電話番号：携帯電話０１３４－６５－８０６１

　　営業時間：月曜日９時３０分から１８時３０分

　　　　　　　火曜日～金曜日１２時３０分から１８時３０分（土曜日、日曜・祝祭日・　　　　　　　年末年始・お盆期間は除く。）学校長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）　　　　　　　期間、振替による学校休業日は、９時３０分～１８時３０分サービス提供　　　　　　　時間は、平日（授業終了後）１３時００分～１８時００分（長期休暇の　　　　　　　　み）１０時００分～１８時００分

　（事業内容）

一般社団法人小樽福祉会が開設する『スクールセンター未来』（事業会社）が行う児童発達支援（センター以外）、放課後等デイサービス（事業）、保育所等訪問支援の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項 を定め、事業所の従業者が、事業利用者に対し、適正な指定障害児通所支援を提供する。

　（運営方針）

１．事業所の従業者は、障害児通所支援計画に基づき障害児の心身の状況等に応じて、豊かな放課後活動や日中活動を保障するために、指定障害児通所支援の提供に努める。

２．指定障害児通所支援の提供にあたっては、障害児の人権尊重に大限留意するものとし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

３．事業所の従業者は、その提供する指定障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

４．事業の実施にあたっては、在学学校、教育機関、児童相談所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的な指定障害児通所支援の提供に努める。

（利用定員）定員１０名

（支援内容）指定児童発達支援（センター以外）、指定放課後等デイサービス、保育所

等訪問支援

　　・重度心身障害児者施設に約１０年間勤務し、そこで培った経験を活かし、専門知識や資格を持ったスタッフによる利用者とその家族が安心・安全に過ごせる空間、質の高いケアとサービスを提供します。

　　・児童発達支援管理責任者が作成したプログラムで、コミュニケーションの取り方や親子の関わり方など一人一人の利用者の障害に合わせた支援を行います。

・施設は、小樽の「海、山、川、運河」等の四季折々な風景と五感を体感出来るように、壁画作りや水槽での生き物の飼育、ガーデニング等を行います。

・曜日ごとに、療育プログラムやレクレーション活動（グループ活動、絵本の読み聞かせ、お絵描き、スポーツ、施設外散策、園芸、製作、調理実習、学習サポート）等を実施します。

・年に数回イベントを実施し、ご家族が共に過ごせる時間を提供、地域の方との交流の場を設け、周囲への理解、協力を求めながら、地域に溶け込み、その地域に貢献することを目指します。

・小規模の事業所であることを活かして、利用を希望する障害者や関係機関からの細かなニーズを把握し、要望があれば迅速に対応、一人一人に丁寧に対応する事業所を目指します。

・送迎を必要とされる利用者向けに送迎（小樽市内または施設より片道３０分圏内）をします。ご家庭の状況や内容にも柔軟に対応します。

・他市町村の利用希望者の受け入れを行います。

・外部理事や以前勤めていた重度心身障害児者施設の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の方に講師を依頼し、職員研修を定期的に行い、スタッフの技術向上や専門性を習得し、質の高いケアの提供と離職防止を目指します。

５．今後の営業活動

　・利用者を募集するため相談事業所（小樽市内9社）、医療機関等に営業活動を行う。

　・連携先の児童発達支援事業所ルピナス（札幌市）に小樽在住利用者の紹介の確認を行　　う。又、小樽市内外での送迎については、ご家族との相談をし、状況に応じで対応し　　ます。

　・ホームページやフェイスブック、ツイッター等のインターネットを活用して情報発信、パンフレットを用いて周知活動を行う。

　・家族や友人・知人、前職の勤め先などに周知を行い、拡散を目指します。

・父が代表を務める訪問介護事業「ケアプランセンターかりん」にパンフレットを設置し、利用客への周知を行う。（承諾いただき済）

・市内の小中高学校に行き、開業する事をお伝えし、当施設のサービス内容を説明させて頂き、周知と繋がりに努めていきます。